

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

平成30年9月5日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

9月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第53号所管分の審査	2
質疑（檜村一臣委員、三好俊範委員、嶋野浩一朗委員、安藤薫委員）	
議案第62号の審査	9
質疑（嶋野浩一朗委員、三好俊範委員、安藤薫委員）	
議案第54号の審査	15
質疑（檜村一臣委員、三好俊範委員、嶋野浩一朗委員）	
採決	20
閉会の宣告	20

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

平成30年9月5日(水) 午前 9時58分 開会
午前11時24分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 水谷 毅 副委員長 安藤 薫 委員 藤浦 雅彦
委員 檜村 一臣 委員 三好 俊範 委員 嶋野浩一朗

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育次長兼教育総務部長 北野人士 同部参事 野本憲宏
教育政策課長 溝口哲也 教育支援課長 撰田裕美
次世代育成部長 小林寿弘 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎
子ども教育課長 浅田明典
上下水道部長 山口 猛 同部参事兼経営企画課長 末永利彦
同部参事兼料金課長 林 彰彦
水道施設課長 樫本宏充 下水道事業課長 江草敏浩

1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎 同局書記 宮田瑠璃子

1. 審査案件(審査順)

議案第53号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第62号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定の件
議案第54号 平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)

(午前9時58分 開会)

○水谷毅委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

大きな地震があった側から猛烈な台風が近くを通りました。いろいろと被害が出てくるものと思います。

各委員には、それぞれ地元での対応等々で非常にやきもきされておられるとは思いますが、そんな中、きょうは文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当常任委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○水谷毅委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおりに行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第53号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

檜村委員。

○檜村一臣委員 それでは、議案第53号

について質問させていただきます。

まず22ページの教育センター費の修繕料についてお聞かせいただきたいと思っています。

これは、一般財源での補正なんですけれども、補正に至った過程と内容についてお聞かせください。

それと20ページの民生費の児童福祉費の修繕料と22ページからあります小学校費、中学校費、幼稚園費にかかわる修繕料についてなんですけれども、昨日、報告第7号の専決処分でありました補正予算(第2号)の中で、いろいろ同様の内容の修繕料の専決処分の部分があったと思われるんですけれども、災害にかかわる部分でということで、恐らく緊急を要する部分が専決処分の内容であって、それ以外の部分が今回の補正で上がっていると思うんですけれども、内容の違いと今回の内容も含めて、どういった内容であるかということについて、お教えいただけますでしょうか。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

撰田課長。

○撰田教育支援課長 檜村委員のご質問にご答弁申し上げます。

教育センター費の修繕料の補正に至った過程でございますが、今年度の当初予算に教育センター、建物施設を全館使い、教員の研修や市民の相談の機能を充実させるため修繕をするということで計上をしていたんですけれども、実施設計も同時に今年度行う予定で進めておりまして、7月末に実施設計がほぼ終わり概算の予算が上がってきました。

そのときに、当初ではわからなかったいろんな修繕の内容が出てきまして、当初予算とその概算の予算の差異が非常に大き

かったため、今回補正を組むというような経緯に至ったものです。

内容に関しましては、当初のときの見積りでは調べきれなかった床下の配管の老朽化でありますとか、実際トイレの和式から洋式便器に入れ替えるに当たって、その面積等をきちんと計算したら洋式の便器が今のブースには入り切らなかったというようなことが、実際詳しく調査をしたことでわかってきたために、その部分の工事の費用が当初では見積れなかったということで、差異が生じたものでございます。

2点目は、先日の6月の大阪北部地震のときに、雨漏りですとか一部建物が損傷しましたので、その分の修繕もということで、今回合わせて補正を組ませていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 溝口課長。

○溝口教育政策課長 それでは、榎村委員からのご質問にお答えいたします。

今回、補正予算として上げさせていただいておりますものは、先般の6月18日に発生いたしました大阪北部地震による学校園所の多くの箇所では被害が生じたもの、またその後大雨等もございましたので、それによる被害、損傷が生じたものを修繕させていただくものでございますが、先般、専決処分という形で報告をさせていただいて、承認をいただいておりますけれども、専決処分の内容につきましては、緊急度が高いというもの、例えばブロック塀の撤去であったり、大雨によります雨漏りであったり、一部校舎の、例えばエレベーター棟に不備が生じたとか、児童生徒の学校園生活に非常に支障が生じるということで、1学期途中ということもございましたので、できるだけ夏休みの期間も利用して、可能

な限り緊急度の高いものについては専決予算という形で上げさせていただきまして、今回の補修の修繕費につきましては、そこまでの緊急度という部分では高いものではないんですけれども、しかし学校園生活をスムーズに過ごしていただくための修繕ということで、主に施設のクラック、いわゆるひび割れであったり、プールの柵の損傷が生じたとか、プールの壁や手洗い場とか、そのような直接はすぐに直さなくても影響は少ないものと判断しておりますが、ただ学校の中で可能な限り速やかに直す必要があるということで、今回補正予算として計上させていただいたということでございます。

よろしく願いいたします。

○水谷毅委員長 榎村委員。

○榎村一臣委員 ありがとうございます。

教育センター費の部分について、実施設計の調査から中身を調べた結果ということで、内容については理解したんですけれども、最後にありました震災の部分でというところで、今回全て一般財源でということになっていて、震災にかかわる部分については国庫なりで出ている部分があると思ったので、全て一般財源になっているところについてであれば、余り直接震災にかかわる部分ではないのかなと、今思ったんですけれども、そのあたりについてはどうか、お聞かせください。

それで、緊急性を要する部分とそうではない部分で、区分けをすること自体はそれでいいと思うんですけれども、その線引きというのが、緊急性を要する部分を専決処分で上げて、それで今回の部分は補正予算議案で上げたというところで、私が見ている中ではどこまでが緊急性が強くてという、ひび割れとか雨漏り等というような

ところで専決処分で上げられた分と、今回の補正で上げられた分と、どのあたりで差をつけたというか、極端な話、修繕していく中で、財政的なことがあるのかどうかかわからないですけれども、別に最初から専決処分のほうに乗っかっていてもよかったのかなと思うんです。

ただ、ここまでは緊急性を要さないだろうということで差をつけたとは思いませんけれども、見た目での判断なのか、そこがちょっとわかりにくかったもので、専決処分で上がった内容と今回の補正で上がった内容とどういったあたりで分かれた形になったのかというのが、わかれば教えていただきたいなと思います。

○水谷毅委員長 暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

答弁を求めます。

撰田課長。

○撰田教育支援課長 今回のその補助の対象ということでございますが、小・中学校等の学校の施設は対象なんですけれども、教育センターは対象でないということでしたので、一般財源でということになっております。

○水谷毅委員長 溝口課長。

○溝口教育政策課長 檜村委員からのご質問ですけれども、今回の専決処分と補正との違いというか、なぜそのような形で分けたのかというような内容のご質問であったかと思いますが、こちらのほうは、震災後、例えば建築課であったり、あと業者等で施設の総点検のほうをさせていただきまして、その中で一定ランク付け、優先順位をつけさせていただきまして、やはり先ほども申しましたように、子どもた

ちが1学期であったり2学期が始まるまでに、緊急に直さないといけないであろうというような箇所につきましては、専決処分をさせていただきました。

それで2学期以降の対応でも学校の生活に支障がないレベルのものについては、補正予算としてきっちりと議会のほうに提示させていただいて、審議いただくという形がいいのではないかとということも、財政当局とも協議いたしまして、そのような形で上げさせていただいたということでございます。

○水谷毅委員長 檜村委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

三好委員。

○三好俊範委員 今、檜村委員からお聞きさせていただいた部分で、私も同じく専決処分と補正予算議案で組む違いを疑問に思っていたんですけれども、そこに関しては一定理解いたしました。

昨日台風が発生しまして、やはり施設、小学校、中学校の設備の被害が出ていると聞いておりますけれども、補正で組んでいる部分で、地震のときの状況で恐らく見積りを上げていらっしゃると思うんですけれども、例えばですけれども、きのうの台風の影響で状況が変わっていた、そして先ほどランク付けされているとおっしゃってましたけれども、ランクが上がっていた、もしくは修繕費が上がっていたという可能性というのはあるのでしょうか。

予測になってしまいますけれども、もし修繕費等が上がっていた場合、どのような対応になっていくのか教えてください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

溝口課長。

○溝口教育政策課長 今回、補正予算を計

上させていただくに当たりましては、業者等と調整というか、見積り等もいただきながら、ある程度近い金額をもちろん計上させていただいておるんですけれども、今おっしゃっていただいているように、昨日の台風で大きな被害、損傷も出ております。

今後、全容はまだこれから、学校現場等を調査・点検しながら、また業者の手配も、これは全国的なことで大阪府下でもたくさん被害が出ておるということもありますので、その辺、業者とも調整しながら、費用がどれだけ変わってくるかというところはまだ現時点ではわからないんですけれども、その辺は協議しながら、またやっていきたいと考えております。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 今、出していただいている金額で、雨漏りも一部あるとおっしゃられましたけれども、その雨漏りの部分を例えば50万円とするじゃないですか、そのときは50万円でしたけれども、昨日の影響でちょっと50万円で修理でき切れないという場合は、どういった形になるかという質問だったんですけれども、この補正額で足りなくなると思うので。

その可能性が全くないと言っていたければそれはそれで大丈夫なんですけれども、そのあたりをちょっと教えてください。

○水谷毅委員長 溝口課長。

○溝口教育政策課長 おっしゃっていただいているように、あくまでこの6月18日以降の状況で、業者等も見積りをとらせていただきまして今回計上しておりますので、その後の状況変化等で業者のほうがいりいろ材料の手配とか、その辺で変わってくる可能性はもちろんないとは言い切れませんが、その辺は現時点で何と

も言い切れないところがあります。

それで今回の台風によって、多数の大きな損傷も出ておりますので、その部分もあわせて、今後これも補正予算としてまた検討しないといけない部分も出てきますので、総合的に考えながら、金額のほうも大きく変わるということであればまたそこは考えないといけませんけれども、基本的には見積りを上げていただいている金額で業者等もやっていく形になろうかとは思っております。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

最後にですけれども、恐らく、きのうの影響で専決処分等々、もう一度調査をしないといけない状況になったかと思うんです。体育館の屋根が剥がれているとかいうふうな話も聞いておりますので、その分に関してはもう今回の補正で上げるのではなくて、次回の方で上げる予定をされているのか。

調査されていないのでまだわからないかもしれないですけれども、通常どのように対応するのか現段階でお考えかどうかだけ、最後お聞かせください。

○水谷毅委員長 溝口課長。

○溝口教育政策課長 既に体育館の、例えば屋根や天井が飛んでいるというような、多額の費用がかかると予測されるものも出てきておりますので、現在この議会開催中ということもありますので、その辺は相談させていただきながら、例えば追加で補正予算を上げるとか、そういったことも含めてこれから内部で早急に検討したいとは思っております。

○水谷毅委員長 三好委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 内容につきましては、楢村委員がご質問されましたので私も理解はできたんですけども、1点お聞かせいただきたいのが、教育センター費の修繕料なんですね。

当初、修繕を見込んでいたと。予算として大体5,650万円の修繕の費用を考慮しておられたわけですね。それで実際、実施設計をしたことによって、いろいろと想定しなかったような状況がわかってきたと。そこで補正をされるということで、今回1,370万円の補正の額を組んでおられるわけですね。

それでこの額を見たときに、当初の額と比べるとおよそ20%強ふえていることになるわけですね。果たして、そうしたら当初の修繕の見積りはどうであったのかということについて、一度私は精査をするべきなのかなと思うんですね。

改めてお聞かせいただきたいのが、恐らく建築課のほうとも相談をされて当初の工事の額を設定をされたのかなと思いますけれども、改めてその経過について、少しお聞かせいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○水谷毅委員長 撰田課長。

○撰田教育支援課長 補正前の額の、この教育センター費なんですけれども、これは建物の維持管理ですとか、教育相談とか、教育センターでやっている全ての事業の金額でございまして、修繕自体は当初1,370万円という額の計上をさせていただいていたところなんです。

特に今回、先ほど申し上げましたように、床下の配管等の老朽化という部分に関しましては、かなり大きな額になっておまして、そこが金額的にいうと差異が生じた

一番大きな原因なんですけれども、最初の見積りではやはり床下をめぐったりとかそういうことをせず、当初予算を上げるときには目視でできる範囲での見積りということでございましたので、天井裏ですとか床下の部分に関しては、今回老朽化というところまでわかり得なかったということが大きな原因となっております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 床下の配管の老朽化が、一番大きな要因だということでしたね。

そうしたら、実際に当初、計画を立てるときに、恐らく建築課とも相談をされてやってこられたと思うんですけども、別にそれは目視でいいんだよと、その中で積算をして出してきてくれという、そういった指示があった中で出されているんでしょうか。そこだけちょっと確認したいと思います。

○水谷毅委員長 撰田課長。

○撰田教育支援課長 実際、こちらでどういう工事をしたいのかという計画を上げまして、それで建築課も入っていただいた中で、業者と立ち会っての見積りというようなことを行っただけの当初予算ということですので、そこはきちんと当初、ざっくり上げたということよりは、建築課も入っていただいてやったんですけども、老朽化は当然予想はされていたんですけども、水漏れの部分までは想定をしておりませんでしたので、建物全体も古いですし、今後どうしていくのかということもまだFM等で検討している最中でありまして、できる範囲のところでの工事をしようというのが、当初の確認の内容でございました。

でも今回は水漏れがあるということで、

表向きの改修をしても水漏れがあつては、ちょっと施設としては問題が大きいのではないかということがありまして、このような状況に至ったということでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 わかりました。ということは当然FMの観点からどうしていくんだということもありながら当初組まれたけれども、実際地震が起きたことや、雨漏りもあって、いかんということでもうちょっと詳細に調べた結果ということだと思います。

今回このことを踏まえながら、次に今回のことを教訓としていただいて、いろいろと見積りを積算するときには、そういったことをしっかりと想定をされていただきたいと、要望として申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 数点お聞きしたいと思います。

今も既に各委員のほうから聞いていただいているんですけども、教育センターについてです。障害者総合支援センターと教育センターが共存していた施設を、教育センターとして全て使用するということでの改修が、当初予算に組まれていました。

せっかくのこういった教育センターですので、一刻も早く整備をしてオープンするというような意味合いから、本来であれば実施設計後、翌年工事をするところを、実施設計とそれから改修と、同年で生まれ

ているというようなことで、今回いろいろなことが、実施設計の中でわかってきたというようなことであります。

それで教育センターがリニューアルをして、いろいろな機能も持って進めていくということで、急いで進めてきた中で新しい修繕も出てくると。現状の教育センターの機能、それから新しく整備が追加されてくるわけですので、完全にリニューアルしてオープンといいますか、新しい設備で受け入れをして機能させていくというようなことからいったら、予定はどんな状況になっているのか、お聞かせをいただけたらなというように思います。

それから小・中学校、幼稚園等の修繕料についてお聞きしたいと思うんですが、一定地震に対しての早期対応を、とにかく必要なものは専決処分ということはよく理解できますし、その後じっくりと改修をしていくということで、今度の台風のこともありますので、さらに点検もしながら、必要に応じて追加補正をする必要があるのかなというふうには思っているんです。

一つここでお聞きしたいのは、かつて義務教育施設の老朽化が大きな問題になった、数年前にありました、学校のコンクリート片が落ちたりということで、学校教育施設だけでなく、公共施設全般的にメンテナンスがおざなりにされてきている中、やはり日常的に建物を点検していかないといけないと。

建築課も入って、チェック項目をつくって、目視でチェックをするというようなことをやるようになっていたかと思うんですけども、現状そういった点はどうか。

それで今度、地震と台風があったので、当然修繕はしていただいているかと思いますが、老朽化で目に見えないところとい

うのが進んでくる可能性もあって、よりそういった危険と思われるようなところについては、目視によってチェックをしていくというのは、非常に重要になってくるかと思うんですけれども、その点について現場の対応や教育委員会からの指示等、どのようにされるかお聞かせいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

撰田課長。

○撰田教育支援課長 現状の機能でございますが、教育センターは教員の研修と市民からの教育相談としての機能なんですけれども、現在はまだ工事が進んでいない中なので、臨機応変にうまく活用できる範囲を工夫をしながら使っているような状況でございます。

新しい設備ということになりますと、教員が一定の人数集まれる研修の部屋をつくるということと、市民の特に就学、発達、子育てそれから不登校などの相談の機能を充実させるということで、相談室の増加も含めて、新しく機能を充実させるために工事をするという内容の予定でございます。

今回の工事は、同年度で設計と工事ということでございますが、内容からいたしますと時期としても今年度内にきちんと工事が完了するというような状況、予定でございますので、きちんと完了するように、今進めているところでございます。

○水谷毅委員長 溝口課長。

○溝口教育政策課長 学校施設の維持管理につきましては、これまで耐震補強工事で申しますと、平成27年度には100%完了いたしまして、それ以外の耐震にはかかっていないけれども、老朽化している施

設につきましても、大規模改修工事ということで今、計画的に実施させていただいているところでございます。

日々の学校施設の点検につきましては、学校管理職、学校の校務員、また事務局職員等で、例えば長期の夏休みの時期なんかも利用しながら、以前建築課のほうで作成いただいた点検マニュアル、チェックシート等も活用しながら、現場のほうでもやっていただいております。

また今回の地震であったり、大雨等、先ほども申し上げましたように、建築課職員であったり業者等も入っていただきながら点検をさせていただいて、施設に不備がないように努めているところでございます。今後もそのような形でやってまいりたいと思っております。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 教育センターについては、現状の機能プラスアルファ教員の研修、大人数集まって実施する研修のための部屋の確保であるとか、就学の相談について相談室をふやすとか、小さい子ども用のトイレをふやすとかというお話を前にもお伺いしていたかと思えます。

今年度中に工事が終わることなので、できるだけ早く全館機能できるような形でやっていただきたいと思うんですけれども、現状でも研修の部屋についてはなかなか確保できていない分は、では果たしてどんなふうにされているのか。

それから就学相談も施設が整わなければできないということではないと思うのでやっておられるかと思うんですけれども、その点で不自由な点はないのか、加えて今後相談ブースをふやして機能を充実させていくということでもありますけれども、機能を充実させていって設備はできて

いるけれどもそれを行っていくための人員体制等というのは、それも当然見込まれているものなのか、その範囲の中でやれるのか。

その点についてはどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから施設の修繕料にかかわって、老朽化であるとか危険な場所のチェック・点検等については、引き続き注意して進めていただきたいなというふうに思います。

なかなか目に見えるところと、素人目ではなかなかわかりにくい部分はあるかと思えますけれども、コンクリート片が落ちてくるというような、特に冬場になりますと水が入って凍結することも前に起きて、ああいうことがないようにチェック・点検を怠らないようお願いいたします。

1点だけお願いします。

○水谷毅委員長 撰田課長。

○撰田教育支援課長 現在、研修に関しましては、たくさん的人数が集まる時にはコミュニティプラザですとか外部の施設をお借りしながら、研修を実施している状況でございますが、なかなか施設も混み合っておりますので、学校のスケジュールと施設があいている日という調整が非常に難しいというのが、今の課題でございます。

相談に関しましては、現在の部屋で何とか対応しているところなんですけれども、就学後、それから就学前も含めまして、昨年度でいいますと就学相談だけで500件を超えておりますので、相談室も現在2部屋しかございませんが、非常に足りない状況ですし、人員についてもそこに対応する人員が非常に不足しているような状況ではありますので、今後その対応についても考えていきたいというふうに思ってお

ります。

以上でございます。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。いろいろ工夫しながらやっていただいているということで、せっかく改修をして教育センターとして機能させていくものですから、やはり摂津市の教育の充実、また向上に向けて機能できるような形で取り組んでいただきたいなと思えますし、やはり施設ができて回す方々が少ない状態であれば、それはもうやる意味がなくなってしまうから、やはりしっかりとした施設の上に相談体制がとれるような状況、人員の体制づくりですとか、私のほうからもぜひ充実を図っていただきたいと要望しておきたいと思えます。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第62号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 参考までにお聞かせをいただきたいんですけども、家庭的保育事業なんかの場合には、いわゆる連携施設といったものを見つけないといけないと。間違えていたら訂正していただきたいんですけども、たしか平成31年の4月

までには見つけないといけないということではなかったのか、私はそう理解していたんですけども、今お聞きしていると、このような施設が3か所あると。その中で実際に連携施設を見つけれられているところがあるのか、少しその点についてお聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○水谷毅委員長 答弁求めます。

浅田課長。

○浅田子ども教育課長 お答えいたします。

まず、連携施設の設定の期限なんですけれども、平成31年度末までに設定するというところで決まっております。

現在、市内に家庭的保育事業等というのが、小規模保育事業所を3か所整備しております。その中で今、連携施設の設定ができてるのが1か所ということでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 小規模保育事業所が3か所あるということなんですけれども、今の待機児童の数、恐らく当面の推移を考えると、このような事業所がふえていくといったことは十分想定ができるのかなと思うんですね。

そのときに、連携先が見つからなければなかなかしんどいのかなと。平成31年度末というところを考えると、そのときにはあわせて連携施設もしっかりと約束できた形でしか、行政としては認められないのかなというように思っておるんですが、その点についていかがでしょうか。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田子ども教育課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、連携施設の設定というのが必須の条件になってきますので、今後平成32年度以降は連携施設の設定がなければ、認可できないというようなことも生じてくるかというふうに考えております。

こういった状況というのは懸念しております。連携施設の設定ができていないというのは、全国的に見ても同じような状況が起こっております。我々としましても小規模保育事業所がしっかりと連携施設が設定できるように、保育所や認定こども園等、中に入っているいろいろ調整を図った上で、懇談の場を持ったり、制度の説明を行ったりとかして、設定に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 現状で考えても、二つのその小規模保育事業所については連携先を見つけれられていないという状況があるわけですから、非常に難しい課題なのかなと思います。

今お話があったように、全国的にも非常に難しいんだというお話でありましたけれども、本当に粘り強く、今いろいろと保育園なりを営んでおられる法人にもしっかりと趣旨を説明された上で、しっかりと見つけられるようにご努力を重ねていただきたいと、要望として申し上げておきたいと思います。

○水谷毅委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

三好委員。

○三好俊範委員 説明を昨日していただきまして、この連携施設の確保が難しい場合、グループ内等々自分のところで見つけ

てきたところと、連携ではないですけれども預けることができるというふうな説明を受けたんですけれども、この条例ができるに当たって、流れ的にはそっちのほうにシフトしていく流れになって、今の嶋野委員のお話とは逆行するんですけれども、それも一定考えるものになっていくのかなと思うんですけれども、説明の中でその摂津市にある三つの施設のうち、摂津市にだけではなくて大阪市内であったり、他市に持っているところもあると。

それで場合によっては、預かるお子さんを他市に回すような状況も生まれるというふうな説明を受けました。もしそれを保護者の方が難しいということであれば、預けることができないという事態が生じるという説明を聞いたと思うんですけれども、根本的にお子さんを預けるというのは、やはり待機児童の問題も一番何が理由かというのが、近くの施設に預けることができないので待機児童になってしまう、遠くまで行くことができないので待機児童になってしまうという事態がかなり多いと思うんですね。

そしてそれが今回の事例で、大阪市内に事例としてはほとんど数を聞いたことがないという説明も同時に受けましたけれども、こういったことがあることが、ただ役所のほうから条例を策定したからといって、大阪市内にぽんぽんと回すような事態になってはいけない、他市に回すような事態になると、やはりそれは保護者の方が不利益を見ますし、物理的に無理なことがほとんどだと思うんですね。

そこに関して、今後どのように業者3者の、現状合わせて三つですけれども、話し合いをされていくのか、どのような考えを持っていらっしゃるのか、教えてください。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 お答えいたします。

連携施設の設定については、まずは保育所、認定こども園が担っていただくというのが、第一であろうかというふうに考えております。

その設置が難しい場合に、こういった横の連携、小規模保育事業同士で連携することも可能であるというような、今回の改正の趣旨でございます。

そういった場合に、やはりそうなった場合でも、代替保育を提供する際に、なるべく小規模保育事業所が、本来保育を提供している場所で保育を行ってもらい、保育士を派遣していただくということが、まず一番いいのかなというふうに思っておりますので、今後そういった連携の相談を受けた場合は、そういった助言をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。

今回この条例が可決された場合、もし今言ったような、他市に行って預けられないようなことがあったとか、粘り強くお話をさせていただいて、もしそういった事例が発生した場合、一度報告をいただきたいなと思います。

半年単位でも1年単位でも結構ですので、こういった形になりましたというふうな報告をしていただければなど、要望として終わります。

お願いいたします。

○水谷毅委員長 三好委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 子ども・子育て支援法が制定されて、その中で保育の受け皿の一つとして、家庭的保育事業というものが生まれてきたと。摂津市の場合は先ほどもご説明がありましたように、小規模保育事業A型として3か所運用されているということでもあります。

基本的には、やはりゼロ歳から未就学、5歳までの認可保育所で受け入れができれば一番それに越したことはありませんし、3歳になったときの受け入れ先、それから下の子どもの出産、育児の際の上のお子さんを継続的に保育するという点においても、認可保育所のほうがいろいろなメリットが多いということで、保護者の方々もできるならば認可保育所ということで、保活というような形ですね、苦労していらっしゃるし、行政の皆さんも頭を悩ませておられるかと思えます。

そんな中での小規模保育事業で、それでもやはり連携施設というもので、認可保育所により近づけるような形はとるんだということで、この小規模保育事業というものが始まっているんだと思うんですね。

それで今回、3要件、3歳以降の受け入れであるとか、保育内容のフォローとか連携であるとか、それから今回緩和される代替保育ということの中の、代替保育がなくなるというか、それは必須条件ではなくなるというような形になると思うんですけども、その3要件というのは、意義そのものはどんなことで始まったのか、加えて、どうして代替保育はそこから外されるのか。その辺のお考えを、国のほうの基準改定でもあるかと思うんですけども、それを整理してご説明いただけないでしょうか。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 答えいたします。

先ほどおっしゃっていただきましたように、この連携施設の要件というのが三つございまして、一つが卒園後の受け入れ。二つ目が集団保育を体験させるための機会を提供するなどの、保育内容の支援ですね。三つ目としまして、今回の緩和として上程しています、代替保育の提供。この三つというのがございます。

それで、やはりこの三つというのは、保育する上では必須、必ず提供していかないといけないということであると思えますけれども、先ほどもちょっと申しましたけれども、なかなか連携施設の設定が進んでいない一つの大きな要因としては、この代替保育の提供というのがございます。

今、保育所、認定こども園も全国的に保育士不足というのが言われておりますし、施設によっては定員を超えて弾力運用していただいている園もございます。その中で、代替保育の提供というのがなかなかネックになっているというような状況でございます。

それで今回、さまざまな自治体から要望が上がり、このような改正に至ったわけなんですけれども、一定同じ小規模事業所等の連携となりますので、保育の質の低下にはつながらないということで、国のほうも判断されたのかなというふうに考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 当初から決められている3要件というのは、保育をしてくれる就学前の受け入れの保育教育施設としても、これは必須だからこそ国のほうも基準の法律もつくったし、これは従うべき基準とい

うふうになったんでしょうか、行政のほうもそれに応じて条例を設定してきたと思うんですね。

今回、ではふたを開けてみると、今のいろいろな社会情勢、人手不足の状況、保育の需要が非常に大きくなっているという中で、とても代替保育の体制がとれないというような状況になっているので、それを緩和してほしいという要望があるわけですね。

必須条件としてつくったものが、今人手が足りないし、それがネックになっているので連携施設がつかれないので、ではそれはいいよというようなことになりますと、そもそも小規模保育事業そのものが、保育として、受け入れ先として大丈夫なのかということになってしまわないかと。

三つの要件が必ず必要だと言って始めて、人手が足りないからその分については緩和しますよということになりますね。それで緩和をしたときに、緩和をすると今まで必須だと言ったものが緩和してもいいよということになる、しかしそれは必須条件でということになれば、小規模保育そのものの問題が、意義そのものも私はいろいろ疑問が出てくるのではないかなと考えているんですけれども、どうなんですか。

それでももちろん、代替保育は全くしないということではなくて、ここにありますように連携施設といろいろな責任の分担をちゃんとやっているとか、小規模保育同士の代替保育の連携法というようなことでありますけれども、これは代替保育と人との責任の分担とかという役割分担ということで言うと、連携施設として受け入れる側は、責任を放棄してやれるときにはやりやすよ的なニュアンスを感じるんですね。

それで小規模保育の場合は、何で連携施設が必要かというのと、小規模だから、人員が非常に少ないから、連携施設、代替保育が必要だとしているのに、少ないもの同士で代替保育の連携が、果たしてとれるのかどうなのかという実態から言って、これは単なる規制緩和だけのことで保育の質を落としてしまうようなことになりはしないかなというようなことを感じるんですけれども、その点どうですか。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 お答えいたします。

今、市内である小規模保育事業所につきましては、他市においても複数園認可保育所もしくは小規模保育事業を運営されております。

そういった中で、まず恐らく法人内で連携して、保育士の配置について、もし少ないところがあれば園で、法人内で回していくのかなというふうに考えております。

それで先ほども申しましたように、保育士の要件というのは、小規模保育事業A型でいうと認可保育所、認定こども園と同じです。事業所内保育事業所についても同様です。

B型については、半数以上が保育士で、残り半数が必要な研修を終了した者ということでございますので、我々といたしましてはこれが緩和されたからといって、保育の質の低下には直接はつながらないというふうに考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 小規模保育については今年度また2か所ですか、募集をして開設に向けておられるかと思えます。連携施設がなかなか見つからない中で、連携施設を必

要としている小規模保育を拡大していくという、非常に矛盾した取り組みになっていると。

基本的にはやはり、認可保育所として整備をしていくことが、待機児童解消であるとか、摂津市の就学前教育・保育の充実につながっていくということで、そのためにまとめておきたいと思うんですけども、摂津市の場合、小規模保育事業の中でも三つ、A型、B型、C型とある中で、やはり保育士の要件、認可保育所にできるだけ同じような形にするということで、質の低下を招かないように、小規模保育所のA型にもこだわってやってきていただいているという点は、非常に評価できることだと思っているんですよ。

引き続きそれはぜひ継続していただきたいですし、それから小規模保育所をふやしていくということは、もちろん事業参入しやすいし費用も少なく済みますので、やりやすいと言えばそうかもしれませんが、やはり連携施設を確保していかなければならない中で、代替保育が少し緩和されてしまうというようなことが条件になってくるということは、やはり決していることではないというふうに思います。

そこでですけれども、小規模保育所もA型にこだわって募集をされている摂津市独自の取り組みですけれども、例えばこの要件が緩和されたからといって、小規模保育所に対して代替保育はいいよというようなことではなくて、基本的には代替保育もやってもらう連携施設を確保してくださいと。あくまでそれは、しっかりと主張していただく中で、やむを得ない場合の緩和策というような姿勢をとるべきではないかと。

今、浅田課長おっしゃいましたように、

一つの連携施設ではなくて、やはり複数の連携施設を確保してくださいというような指導をしていく。それで小規模保育所同士の連携というのは、先ほど三好委員も少しおっしゃっていたかと思うんですけども、小さな保育施設の中で人員を行ったり来たりすれば、人がころころ変わる可能性もあることにもなりますし、他市との関係ともなります。

子どもと保育士との関係、保護者と保育所の関係というのは、やはり継続的に、日常的に子どもを見ていて、その子どもをどうしていくのか、取り組みをしなければならぬわけですので、そんなにしょっちゅう代替保育が必要という形にはならないにしても、小規模保育所間での連携があるから大丈夫だというような立場には立たないようにしていただきたいと思うんですけども、その点、あるだけ聞かせてください。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 お答えいたします。

今回の改正の中でもございますように、まず家庭的保育事業所等事業者等が、代替保育の提供にかかる連携施設の確保が著しく困難な場合ということで、前置きがございまして、まずは連携施設として認定こども園、保育所に、三つの要件をしていただくということが、まず大事かというふうに考えております。

我々も中に入って、そのような調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今、子育ての分野において、いろいろな制度も充実してきている面もあると思うんです。

保育の分については待機児童の問題というのはなかなか解消されてきていなくて、受け皿づくりも重要な社会の課題になっている中で、やはり基本は受け皿がどんどんふえればよいということではなくて、そこで保育される子どもたちの安全であるとか、健やかな成長であるとか、就学前の教育の充実、子どもの利益第一、それから子どもの権利条約に基づいた上での制度であり設備でなければならないというふうに思いますので、人が足りなくなると、自分たちが決めた基準をしんどいので緩和するというようなやり方が、これからもどんどん起こる可能性も出てくるわけですが、それは人が足りないの仕方がないということでどんどん緩和をしていけば骨抜きになっていってしまうという、非常に危惧するところがありますので、その点十分注意をしていただきたいなど。

注意をして、摂津市独自で、国の法律はこうであったとしても、充実する面では問題ないわけですから、しっかり取り組んで守るべきところはしっかり守っていただきたいというふうに思います。

それから一つだけ、この連携施設にかかわって、前の予算の審議のときにも少しお聞きしていたんですけれども、保活をやっておられる方々がどうしても認可保育所に入りたいたいというときに、しかし小規模保育所になりました、下のお子さんが生まれるときに上のお子さんがいらっしゃって、その上のお子さんの保育が同じ保育事業所であれば引き続き継続して保育が可能であります。ところが、小規模保育所に行っておられる場合は、新たに違う保育施設を見つけなければならなくて、認可保育所に入っているときと小規模保育所に入っているときとはかなり差があるんだ

というようなお話が、保護者の方から出されて、その辺の改善や工夫をしていただきたいということを申し上げてきたんですけれども、今回のこの連携施設、幾つか問題になってきていますけれども、そういった上のお子さんを受け入れができるというような、摂津市のある意味要件になってくるかと思うのですけれども、その点の考え方については、現状ではどんなふうになっているのか、参考までに教えていただきたいです。

○水谷毅委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 お答えいたします。

たしか、3月の委員会のときにもご質問いただいたかと思えます。

我々といたしましても、他市の状況も確認しながら検討しているところがございますけれども、どこかの保育所、認定こども園に入っていただけのような形で調整したいというふうに考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時 1分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

次に、議案第54号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

委檜村員。

○檜村一臣委員 議案第54号の継続費に関する調書の6ページ、7ページのところで、お聞きしたいのですけれども、まず、委員の中では、東別府雨水幹線建設負担金

についてご存じの方もいらっしゃると思うのですが、私は詳しく中身を知らない部分もありますので、この東別府雨水幹線建設負担金にかかわる内容と経緯もわかればお教えいただきたいなと思います。

それと、今回18億円にわたる計画ということなのですが、平成30年度の2,000万円に始まり、9億5,000万円、7億2,000万円、1億1,000万円というふうなことでありまして、18億円はこういった形で4年度にわたって分かれていますので、恐らくこの金額の内容については一定どういうふうなことをするという想定があって、金額をなされていると思いますので、平成30年度の2,000万円から平成33年度の1億1,000万円の内容についてお教えいただきたいと。

この東別府雨水幹線建設負担金は、負担金で工事をするとかというふうな形に移っていませんので、ここの内容についてもさっきの概要等についても、お教えいただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

江草課長。

○江草下水道事業課長 檜村委員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず第1点、内容と東別府雨水幹線の経緯ということでございますけれども、まず内容といたしましては、東別府地域につきましては、これまでも多くの浸水被害が出ておりました。それを解消するための対策といたしまして、まず雨水の幹線を入れまして、浸水被害を軽減するためにその後には枝線を地域に張りめぐらせていくという工事を行うというのがもとになっており

ます。

この場所でございますけれども、東別府の近鉄バスの車庫の通りであります市道別府新在家線とそれと交差しております水神木水路というのがございまして、その交差部分を最上流といたしまして、そこから水神木水路の下を南に下り、新幹線の手前まで、そこで東別府水路というのに交差いたします。

その東別府水路の下を通りまして、その東別府水路は新幹線をくぐっておるのですが、東側に進みまして、最終、北横井路という水路がございまして、その水路の終点部にあります府道大阪高槻線、そこに大阪流域下水道の幹線の取水口がございまして、そこに接続するという工事になります。

次に年度割でございますけれども、今回4か年の年度割でお示しさせていただいております。この年度割につきましては、大きく初年度である今年度の平成30年度につきましては、この2,000万円につきましては、シールド工法で始めるための発進の基地整備の周辺家屋等被害の事前調査など、その調査費が主になってまいります。

平成31年度、平成32年度、ここでそれぞれ9億5,000万円、7億2,000万円という提示をさせていただいておりますけれども、この2か年で立抗といましてシールドを発進するところの基地整備工事と、シールド工事になっております。

その2年間についてそれぞれでございますけれども、まず平成31年度につきましては、発進するための立抗の築造及びシールドのマシンの製作、それが主なところになってまいります。

平成32年度の7億2,000万円につきましては、実際のシールドの工事費というところが主になってまいります。

最後、平成33年度、最終年でございませけれども、シールドで本管ができましたら、その流域の下水道への接続や上流から取り込むためのマンホールを築造するという工事内容、こういう形で、4か年で合計18億円という年度割にしております。

3点目、これは工事なのに負担金ということですが、先年の平成28年の第3回定例会で嶋野委員からご質問いただいたときもお答えさせていただいておりますが、この工事、東別府雨水幹線につきましては、先ほど場所もご説明させていただいたとおり、全て水路の下を通るということ、一部住宅地のすぐ近くを通るということ、新幹線の下をくぐるということ、急カーブが三つあるという大変困難な状況が数多くある工事でございます、こういう大きな難易度の高い工事につきましては、本市については、今まで経験したことのない工事でございますので、その辺の工事の技術力がございませ下水道事業団に委託するという形で、この負担金となっておりますのは、工事につきましては、下水道事業団で工事を発注するという形で、工事の完成に進めていく、その工事に対して摂津市が負担するという形の負担金を出すという形でございませので、今回予算の計上の科目といたしましては、工事請負費ではなく負担金という名称になっておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 榎村委員。

○榎村一臣委員 ありがとうございます。

詳しい内容についてはなかなか理解が難しくあれなのですけれども、ざっと内

容については理解いたしました。

確認なのですけれども、下水道事業団のほうに2,000万円から1億1,000万円までの18億円を負担金という形で支払われるというふうなことだと思うのですけれども、一応支払われた後については、全て下水道事業団のほうからその工事等も含めて全てされるというふうなことだと思うのですけれども、そうでいいのかというふうな確認をしたいのと、やっぱりさっき水路の下であるとか住宅地のすぐ近くであるとか、新幹線の下であるとか、それで急カーブであるとかいうふうな話で、市のほうとしてはやっぱりそれだけ難しいというか、もうできないというか、下水道事業団のほうにしてもらおうというふうなことで、これだけ大がかりな工事だから下水道事業団に出さないといけないというふうなことだと思うのですけれども、そういったことでいいのかの確認だけお願いします。

○水谷毅委員長 江草課長。

○江草下水道事業課長 榎村議員からの2回目の質問にお答えさせていただきます。

今二つご質問いただいたと思うのですけれども、二つを合わせた形で答弁させていただきます。

まず、工事については全て下水道事業団がするのかというお問い合わせなのですけれども、この工事につきましては、先ほど説明させていただいたとおり困難な工事であるというのと、本市が今まで経験したことがないような工事であるということで、下水道事業団に委託しておるという形になります。

これを全て下水道事業団でやるのかというところになりますと、工事の主体とし

ては下水道事業団で行っていただくことになるのですけれども、経験がないという形で全て下水道事業団で行っていただくことになりましたら、本市にもせつかく若い技術者がいっぱいいますので、その辺の役割分担ということで工事につきましては、おりあるごとに当然協議とかにも入っていきますので、その辺は同時に進めるとかそういう形をとっていきます。近くでも工事が実際進んでまいりますので、その中についてはどんどん現場に行くという形でいろいろな経験、技術は吸い上げていけるのかなと考えております。

そういう意味で、高い技術を持っております下水道事業団で主軸をとっていただいて、その辺の技術、ノウハウを本市も取り込んでいきたいと考えております。

今後、こういう大きな工事があるかどうかというのは、わからないのですけれども、その辺の技術については今後の事業を進める中でも糧になっていくのではないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 今お伺いしたように、基本主体としては下水道事業団のほうにというふうなことにはなろうかと思うのですけれども、やはり今課長から説明がありましたように、いろいろな技術やノウハウの部分については、できるだけ学べるところは学んでいただきたいと思っております。

すごく大がかりな工事だと思いますけれども、雨が降って浸水のおそれとかというふうな部分が、これを進めることによって軽減されていくというふうな形にはなろうかと思っておりますので、4年間、主には平成31年度から平成33年度になろうか

とは思いますが、順調に進めていただけるように要望しておきます。

以上です。

○水谷毅委員長 檜村委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

三好委員。

○三好俊範委員 教えてほしいのですけれども、起債の限度額を平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)の第4条で上げているというのは、この企業債の補填のために上げているという認識でいいのですか。

一応それだけ先をお願いします

○水谷毅委員長 答弁求めます。

末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員からのご質問にお答えします。

起債の限度額につきましては、この4か年工事の内の平成30年度分の起債部分の1,000万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ということは、計画で来年度から一気に上がると思うのですけれども、来年度の上限ももう一度上げて、再来年ももう一度上げて、目いっぱい現状借りているという認識だと思えるのですけれども、これって結構な金額なのですから、どうやって返済していくのかなと、単なる疑問なのですから、どういうふうにご考えられていらっしゃるかを教えてください。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 起債の償還の件でございますが、基本的にはこの分につきましては雨水という形で、雨水公費・汚水

私費の原則という段階の中で言いますと、今回18億円を端的に考えますと、半分の9億円の起債をしていくという中で言いますと、ここの分につきましては一般会計のほうからの負担分でございますので、こちらで起債をお借りするのですけれども、償還につきましては、一般会計の繰出金で返済してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 僕の考えが間違っていたということですね、ありがとうございます。以上です。

○水谷毅委員長 三好委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今回、東別府雨水幹線建設負担金が上程されたということについては私は大変喜ばしく思っているところでございます。

僭越ながら、かつて本会議の中でも安威川の雨水の現状については問題意識を持っておりまして、実際に三箇牧と東別府については早急に進めるべきだということについては、僭越ながら申し上げさせていただきました。

現在、三箇牧を進めていただいている、今回東別府も上程をされたということで、非常に喜ばしく思っているところなのですが、しかし当初のタイムスケジュールで考えると、若干おくれたということがあるのかなと思います。

改めて今回お聞かせいただきたいのは、恐らく非常に難しい工事であるということについては課長からもご説明いただいているところでございますけれども、非常に苦勞されたのかなと思っております

けれども、このタイムスケジュールがおくれたことについて、その一番大きな要因は何であったのか、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

江草課長。

○江草下水道事業課長 嶋野委員のご質問にお答えさせていただきます。

このタイムスケジュール的なおくれにつきましては、いろいろ検討しておった中で、住宅が近接するその被害が出る可能性があるというのがありまして、その辺の軽減策に非常に苦勞したところでございます。

逆にそれを回避するためには、今度深くするということになりましたら、今度地盤の当初予算のときにもちょっとお話しさせていただきましたけれども、逆にガスの発生の可能性があると、深くなればなるほど地盤がやわらかくなってくるとか、その辺でいろいろ検討事項が多々ございました。

その辺につきましては、早く調整して解決すべきものであったと思っておりますけれども、残念ながら検討を進めた中で今の時期になってしまったというのはご指摘のとおりだと思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 私は、当初のスケジュールからおくれたということが悪いことだと思っていないのです。

要は、いろいろと影響も考慮されたわけですね。実際に住宅被害が出るのではないかと、そしたら深く掘らなければいけない。深く掘っていくことになると、今度地盤がやわらかかったり、あるいはガスが出る可能性があるのだということについては、丁

寧に検討もされて調査をされたわけでございますから、私はその姿勢はよかったのかなというように思っております。

三箇牧も今行っていて、東別府は全く工法が違うわけです。檜村委員の質問の中にもありましたけれども、我が市の技術職の職員の皆さんが知識をさらにふやしていくということが、今回の工事のもう一つの目的だったと思うのです。そのことを考えると、実際に工事が走り出すと、恐らく現在、想定していなかったような状況も出てくるのだろうと思います。

そのときに、本当ならその下水道事業団の皆さんと一緒に、こういうのはどう解決していくのだということについて、本当の意味で使える技術をしっかりと蓄えていただきたいなというように思いますし、その結果として今挙げていただいておりますけれども、この予算額がふえることもあるのかなというように思います。そのことについて、本当に予算額がふえたことがよかったとだけいただけるようなものをしっかりとつくっていくとともに、我が市の技術としても蓄えていくということが求められているのだろうと思っておりますので、ぜひその点もよろしく願い申し上げて終わりたいと思います。

○水谷毅委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時21分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第53号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第54号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時24分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 水谷 毅

文教上下水道常任委員 安藤 薫